

文のしおり

関西大学所蔵

### 萩原広道の消息（補遺）

関西大学図書館 手紙を読む会

#### 一、はじめに

先頃、萩原広道の書簡六通が新たに図書館に架蔵された。そのため、この消息シリーズは、前回を以って一応翻刻作業を終えたのであるが、今回の補遺として右六通を収めることとした。内訳は鈴木高鞆宛が五通、大阪の女流歌人重松鶴子に宛てたのが一通である。

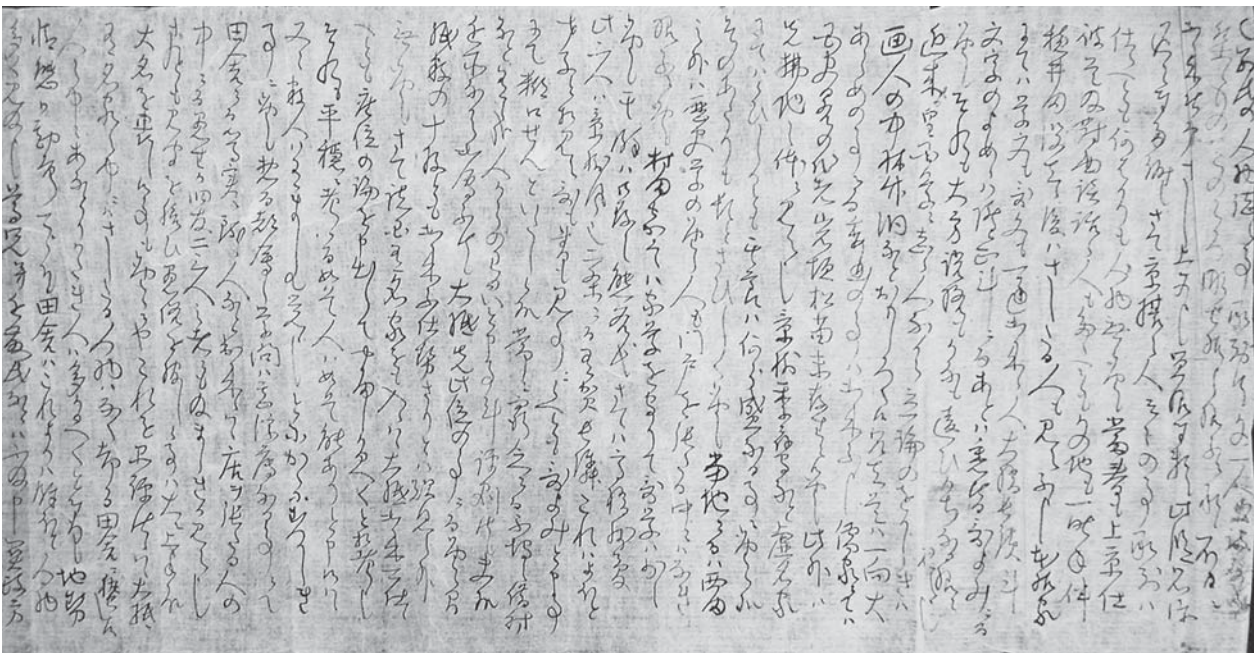
なお、関西大学図書館 手紙を読む会のメンバーは、以下の通りである。

森川 彰（助言者）、大國克子、池尻孝子、長谷章子、八尾奈緒美、  
瓢野由美子、中川敏子、田中純子、鶴飼香織

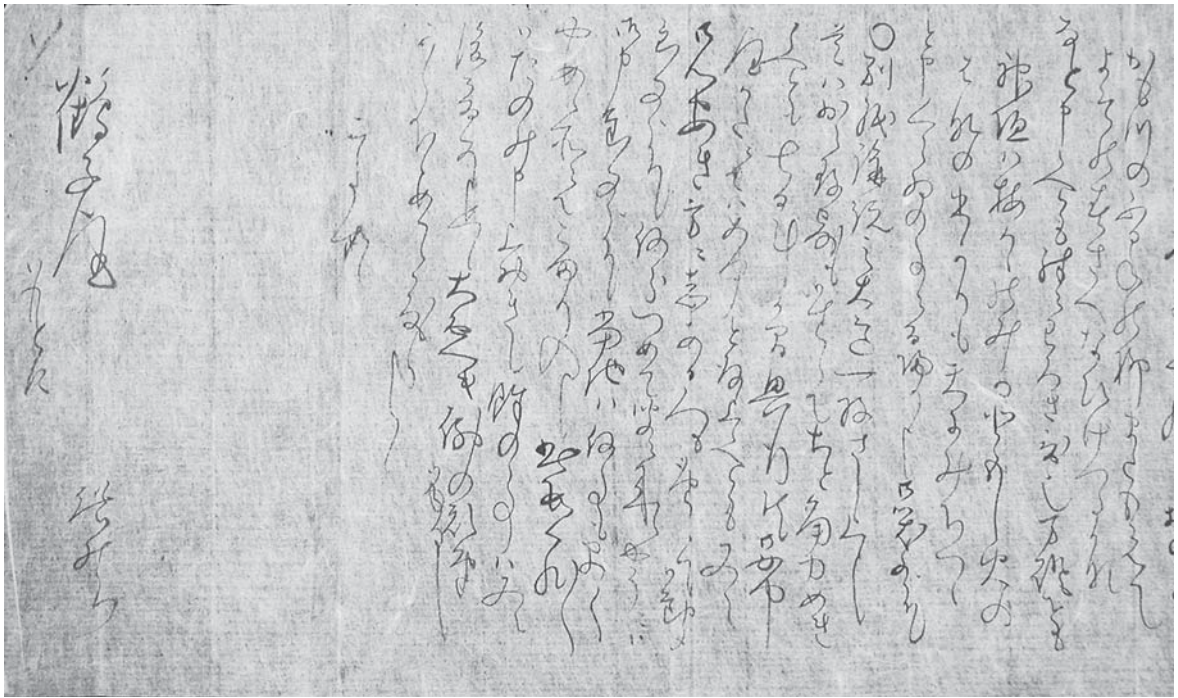
#### 二、翻 刻

翻刻については、次の要領に従った。

- ・ 漢字は、原則として常用漢字に改めた。
- ・ 仮名は、原則として片仮名及び平仮名を用い、変体仮名は平仮名に改めた。
- ・ 踊り字はそのままだした。
- ・ 本文には読点を施した。
- ・ 本文の字数、行数は原形に従った。
- ・ 追而書は二字下げとした。



【補第一の前部】



〔補第六の末尾部分〕

〔補第一（嘉永元年カ月未詳十九日）一六・一×五六・二種

（前欠）

○別昏人物誌之事承知仕候、かの一人ツ、詩哥を  
 集候ものハこのころ彫せ居申様子ニ承候、不日ニ  
 出来次第さし上可申候、宜様奉頼候、此段御心添  
 返々奉多謝候、さて京撰之人云々の事承知ハ  
 仕候へとも、何はかりも人物無御坐候、当春も上京仕  
 彼是及対面、談話候人も多候へとも、かの地も一昨年、伴、  
 穂井田没去候後ハさしたる人も見え不申候、本居家  
 にてハ学文も哥文も一通出来候人、大橋長広斗、  
 文字のよめ候ハ隆正斗二而、あとハ悉皆哥よみ二而  
 御坐候、それも大方語格もかなも違ひかちなる様二見え申候、  
 近来ハ皇国学ニ志候人なから、立論のをかしきハ  
 画人の中林竹洞などおもしろく候、乍去、是ハ一向大  
 あらめの事二而、委曲の事ハ出来不申候、儒家にてハ  
 国史畧の作者岩垣松苗、未存生ニ御坐候、此外ハ  
 先払地之体二見え申候、景樹、季鷹など虚名家  
 にてハラひしかとも、其節ハ何分盛なる事ニ御坐候処、  
 そのあたりも頓とさひしく御坐候、当地二而ハ西田  
 之外ハ歴史学の御坐候人も門戸を張たる中ニハなき  
 様子ニ御坐候、村田嘉言ハ家学を守りて哥学ハ少し  
 御坐候、其余ハ御存し熊谷氏、さてハ高橋残夢、  
 此二人ハ景樹風也、二条ニ而有賀長隣、これハよほと  
 才子と相見え、哥も書も見事ニ候へとも、哥よみと申事  
 にて糊口せんといたし候故、常ニ窮乏ニ而不埒之借財  
 など有之哉、人からのわると申事斗評判仕候、夫故

近所なから出会不仕候、大抵先此位の事二而御坐候間、紙数の十枚とも出来不仕勢、さりとハ歎息之外

無御坐候、さて諸国有名家をも入候ハ、大抵出来可仕候へとも座位の論を申出候て、やかましかるへくと相考申候、

それも平穩ニ考候而、如是人ハ如是能ありと申候ハ、又々数人ハ有ましく覚申候、とにかくにむつかしき

事ニ御坐候、惣而都会之学問ハ甚浮薄なる事ニテ

田舎ニ而篤実ニ致候人など出来候ハ、店ヲ張たる人の中ニ而、愚生か旧友二三人之者ニも及まじきか見え申候、

されとも見聞を繕ひ、愚俗を服し候事ハ大ニ上手故、

大名を轟し候事も御坐候ニや、これを品評仕候ハ、大抵

有名家中ニハさしたる人物ハなく、却而田舎ニ蟄し候

人之中ニあなとりかたき人ハ多かるへくと奉存候、地勢

情態御勘考可被下候、田舎ハ、これよりハ余ほと人物

多く見及申候、尊兄并近藤氏などハ不及申、関政方、

藤井高枝、業合大枝、秋元安民、大野清別、斎藤守澄、

長沢伴雄、山川正宣など、近国ニ而心安く仕候人々、いつれもく

かの形容家の学とハ、雲泥の様ニ相考申候、当地ニ而も

蟄伏したる者ニハ、又人物も御坐候ニや、先頃名所集覽と

申書、山の部斗五冊出版したる松下誠明と申者ハ、

立売堀ニ而松屋四郎兵衛と申町年寄のよしニ候処、

哥よむ者ニ尋合候へとも、一人も知たる者たに無御坐候、

然れとも名所のせんさく仕候手際、中々愚生などの可及

事ニハ無御坐候故、さまくとして尋中り申、近々

是非対面可致と促し居申候事ニ御坐候、左候へハ

とても静ニ蟄し居候

もしく相見え候へハ

(破損)

人のかたたの

品評の事

拙作ハ今少し (破損) 見合可申敷とも相考申候、

此段如何被思召候哉、少しも無御介意御賢案承度奉存候、但し毎々御芳意も難黙止、且又仰之通筆名の一件ハ、全くか様之事之うへ迄考ると不考とに

より可申相考候へハ、何ぞさる者尋出し、をしへてさせ可申とも相考申候、分別付候ハ、又々御相談可申上候、

呉々も存寄一杯ニ申上、恐入奉存候へとも御懇意ニ被仰下候故、心緒之通申述候、返々御恕免可被下候、此一書ハ御覽後

早々御投火奉頼上候、

○先日短尺数葉頂戴候中、広島岡田氏の哥

別而おもしろく承申候、是ハかの巖島名所の作者ニ

御坐候哉、いろく相尋度事も御坐候間、何卒追々

御紹介被下度候、当秋罷下候ハ、帰路ニハ必対面も

仕度と相考居申候、

○上司氏父子へ宜様、御伝声奉頼上候、寛次殿も

五月時分ニハ出坂との事承置申候、いよく左様ニ而

候哉、相楽居申候、大ニ心せき候ま、先今便ハ

如此申上候、忽々以上

十九日

〔補第二(嘉永二年八月十一日)〕一六・一×七〇・五糶

爾来弥御壮栄被成御坐、珍重之至、奉欣賀候、

隨而茅屋無異義消光仕候条、乍憚御放念可被下候、

去月十三日忽然として真珠出来り、対面仕候、

去年已来御近辺徘徊、去十二月児島へ帰り、

当春又々備中へ出、それハ播州路へか、り妻子ヲ

大坂へ出し置、直ニ上京、夫々三十日余過候て参候との事也、

色々御近辺之噂とも、承知仕、且段々御配意被下候  
 義も申出、大悦仕居申候、両三度も拙家へ参り、かの  
 妻子ヲ預居申し候旅宿へも一兩度参り、船遊二も一夕  
 同道いたしなと緩々相咄申候、然ル処、京都にて  
 借屋ヲかり医業初候とて、去月末又々上京仕候、  
 乍去、ヤハリかの玉繁女史と申者と一処ニ落着仕、  
 木屋町辺の貸座敷にて同宿仕候との事、他人ハ  
 承り申候、野生杯ニハ野之口隆正塾ニ入居申候間、万事  
 かしこへ文通致候様など申居候也、是ハ哥よみと申もの、  
 世途のむつかしき事杯論し候故、野生ニハ医業と申  
 候へとも、実ハヤハリ、かの女史同道にて漫遊ニ出候したくも  
 御坐候歟と相察申候、扱々こまりたる物ニ御坐候、かの女の  
 事ハ毫も不申出、知らぬ顔にて居申候へとも、余リ二聞かね  
 候事も御坐候而、別レキハニ少々議論いたし候処、決而  
 妻子ヲ捨て一処ニ成候など、申様なる事ハなく、かの息子ハ  
 たのまれ候事も御坐候故、京類家へ送届候斗也、など  
 申居候故、強ても諫不申候、されとも世評ハ益あつかましく  
 聞え申、気毒之至ニ御坐候、何卒夢覚候へハ宜しく  
 存候事也、日高春国と名をも改申候とぞ、此等之一件ハ  
 至而御秘し可被下候、唯色々御深切ニ被成候人の事故、先  
 内啓仕候迄ニ御坐候、  
 ○萩田<sup>近藤</sup>中氏ハ、其後如何御坐候哉、返々もあたらしく  
 奉存候、紀州諸平も益平復之由ニハ候へとも、何角悪評  
 絶不申、狂ハ全く罪ヲ恐れて偽なりしなとも申候、追々  
 右一件何事か片付次第当地へ出候而、哥宗匠被成候  
 都合ヲ、門人共之方へ談来候杯も承申候、長沢も何か  
 国ニハ居らぬ杯とも申事ニ候、江戸へ出候とも、京とも、大坂とも  
 色々ニ取沙汰仕、此節ハ一向行方定かに知レ不申候、夫故

文通も見合居申候、是も何角悪評いたし候へとも、よもや  
 さる事ハなかるへしと存居申候、其外当所にてハ嘉言ハ  
 没去仕、西田氏ハ去月廿五日俄ニ被召候而、小倉へ参り  
 直ニ役替ニ相成申候、是ハ何角様子わかり不申候、先立身之  
 方とハ聞え候へとも、俄之引払にておほつかなく覚申候、  
 此仁ハ格別人寛ニいたし、書籍類も年中借用して  
 くつろぎ居候処、俄ニ引集メ返し候而、木から落た猿の  
 こ、ちニ而困入申候、御察し可被下候、とにも角にも皇朝  
 之学者ハ、浪人杯にてハ糊口むつかしく、末ハ無持操事ニ  
 流れやすき事と存申候、其持操なきを見て、教訓  
 の説なき故など申論も起候にや、返すくも歎息之至ニ  
 御坐候、何卒京坂ニ今少し慥なる人物も出来候ハ、と、  
 夫のミ相待居申候、是等之事ニ付ても色々奉啓度事も  
 御坐候へとも、口達ならてハ難尽御坐候、当年参上之砌万々  
 可申尽候、罷出候も、秋をハ過すましくと存居候処、いろく  
 のわつらひ御坐候而、今少し決着不仕困入申候、筆一本ニ而  
 他人之見継をも受不申候、世のあなとりを防候而、身立仕候  
 苦心息も継あへぬ斗之情景、万々御賢察可被下候、  
 ○先頃愚作之さよしくれ、備中藤井下総守方より  
 三五ヶ条難しおこせ申候、其返答も仕度候而、少々認置候へとも、  
 清書仕候暇も無御坐候故、今便ハさし上不申、近々之内  
 写し指上候間、御批評被下度奉頼候、  
 ○弘ぬしハ先頃手昏参り申候、此度返書ニ名所之事も  
 少々相頼置申候、尚又御面会之節、可然御頼置可被下候、  
 御社之御考、貴説ハ未御脱稿不被成候哉、早々拝見仕度候、  
 今般京にて学問所御建立被遊候而、縉紳家御出席  
 被成候、其所之額ニ、和魂漢才と申字掲られ候とか世ニハ申候、  
 是ハかの菅家遺誠と申ものニ、さる事出候よし、平田氏之

書二見え申候、それを主張したる事より起り候よし、  
 殿下の御疑問も御坐候処、薩摩屋敷之八田知紀と申人、  
 弁書を作りて呈し、それ二而決着仕候とぞ、乍去かの  
 菅家遺戒<sup>(マ)</sup>一覽仕候処、全く偽書たる事顯然たる物にて、  
 決而大神の御作とハ見え不申候、尤拙きものニ御坐候、仍之、  
 その弁も作らまほしく候へとも、先かの和魂漢才之条たけ  
 論破仕候而、京人ニ見せ置申候、かの書ハ既ニ御案内ニ候哉、  
 貴説承候上、又々愚考可申上候、菅神御威徳掲焉  
 おハしまし候故、御名を借てさまくのいたつら事仕候者も  
 出来候事、歎息之至ニ御坐候、

○御近辺御廻り被成候ハ、此節ハ相済申候哉、永井氏ハ  
 今以帰られ不申候、察する処、直ニ帰国致され候哉と相考申候、  
 御面会被成候ハ、爾後折角相待居申候、情景御通し  
 置可被下候、

○先日拝借候地理之書、延引多罪ニ奉存候、何分ニも  
 地つゝき、一わたり乍御面倒御示し可被下候、其処より  
 あらく稿ヲ立置申度候、奉頼候、

○書外いろく申上度候へとも近便ニと申上残候、此手替  
 御一覽後、必御投火可被下候、任御心易色々之事  
 相認、不堪汗背御坐候、乍末筆尊大人へ宜様被仰上  
 可被下候、此度ハ御無音申上候、恐々頓首

八月十一日

広道

〔補第三(嘉永三年十月十六日)〕 一六・〇×六四・二糶

九月八日御認之辱書、昨十五日正勝が相達し、  
 落手拜見仕候、時下寒冷弥増候処、弥御安靜  
 被為入、珍重之至奉大賀候、広島御分袂之後

九月十一日正勝、正道同船、宮島へ渡、夫が独行ニ而岩国へ参  
 賀屋氏ニ一夕逗留、上林ニも対面いたし申候、併  
 例之すハラうしきにて、翌夕又宮島へ渡、其翌日  
 十五日広島へ帰、廿一日同処発帆、本月六日帰宅仕候、

船中殆半月余、全閉口仕候、爾後少々不快ニ居申候、  
 且雅俗用輻湊杯にて、今以近隣へも不参、内分ニ而  
 ひそまり居申候、幸明後日広島船帰候ニ付、岩国へ  
 托し一書啓上仕候、返々折角邂逅仕候処、校合

一件も有之且錦地へ参、緩々拝顔も可仕考ニ而、肝要之事共  
 申脱し、遺憾此事ニ御坐候、玉石集春部ハ丹那と申所ニ而  
 風待之内拜見、市川生へ托し置申候、同部校合本ハ夜前  
 秋太方へ遣し申候、左様御承知可被下候、何分ニも早々  
 御上梓御出板奉希候、備後より翁山集と申もの

伴雄と両撰にして撰ひ呉候様、申来居申候、且又  
 春夫方ニも何角いたしかけ候よし承候、ケ様のものハ  
 早キ方勝利有へき事と奉存候間、連々御促し可被成候、  
 ○尊大人御病体如何ニ御坐候哉、折角痛心仕候、宜様  
 御見廻奉頼候、○弘氏如何候哉、未何方へも文通不仕候付、  
 無音仕居申候、其御屋敷ハ京にて何と申所ニヤ、

御示し可被下候、○隆正老人貴宅ニ逗留色々御世話  
 被成、認物にて五六金も手ニ入候由、御働之至と奉存候、  
 野生などハからうして五六金持帰候処、鼻ニせかまれ  
 みなニなり猿の木から落たる体ニ御坐候、御憐察可被下候、

是たに正勝色々周旋いたし呉候而、実ニ莫大之

世話ニ預り申候事ニ御坐候、御序ニ可然御謝し置可被下候、

同人ハ黙々たる人故、誰も何とも不存体ニ候へとも、本末哥

解の手際などハ、余程力の入たる物にて、実ニ感心仕候、

かしこわたりにてハ決而あればとの人物ハ有ましくと

覚、今少し功能をも顕し置度候処、彼家ニ逗留仕候故、

何角諂諛ニ賞譽する如く聞え候故、何とも披露不仕候、

をりく御引立被成候様ニと奉頼候、哥学などハ、さはいへと

狭き事ニ候へとも、夫たにまほニハ出来ぬ時節、本末解

の大論ハ実ニ感心也、○野之口著述古伝通解とハ、

いかなる物ニ御坐候哉、今般始而承申候、九百金とハよほと

金高如何なる事ニ成候ニヤ、貧生ハ一驚仕候也、追々

御きかせ可被下候、○梟翁へ御紹介之事承知仕候、

後便申入置可申候、翁丸も同断、○福山一件ハ四五日前、便宜ニ申

遣し置候、返答次第御左右可申上候、○留守より

何角貴宅へさし上候由、御役介恐入申候、是ハかの与介

愚妻ニす、めて富海へ出候よし、達而申候よしニ御坐候、

地理不案内故色々之事ニ成、佐伯君へも御役介

かけ候段、宜御謝し可被下候、○過日広島より一書

呈上仕置候、定而相達し可申と奉存候、其書中

申上置候、小夜時雨代并出定の御勘定、火急ニ被成下候様

奉頼候、毎々申上候も御気毒、且思召も憚入候へとも、当地

之経廻ハ唯金子の信義一辺ニ而、何もかも定り候

事故、何角二つけ別而心配多く、さりとハ困入申候、

此情景御深察宜奉頼候、先日壺両被下候よしニ

候へとも、其御手昏ハ今以参り不申候、いかなる事ニ候哉、

よくく御吟味可被下候、○名所之拳ハ先日申上候通、

御小閑も御坐候ハ、少しニても御しらへ可被下候、明秋ハ必参り

穿鑿清書可仕と奉存候、それ迄にて宜候間、呉々奉頼候、

何分ニも御様子伺候処、御事業繁く殊外御繁務と

相見候間、強てハ御頼申上かたく哉ニ奉存候へとも、猶又御助勢

可被下候、○書外色々申上度候へとも、先差当り用事

斗如此御坐候、呉々も此書着次第、一応貴答急便ニ

奉希候、恐々頓首

十月十六日

広道

鈴木詞宗

玉几下

尚々時氣折角御厭專要奉祈候、先日可相願候処、

後会をたのみ失念仕候、何卒玉詠十首余り、

谷尺ニ御した、め御越し可被下候、土産なから人ニ遣し

度候、随而大名披露も可仕置候間、呉々御越し可被下候、

草々不宣

〔補第四（嘉永四年一月二十日）〕一六・七×一〇三・四糧

改曆之御慶不可有尽期申収候、先以崇堂御揃

益御壮健可被成御超歳、珍重之至奉存候、二弊屋無異

加年仕候、乍憚御放念可被下候、先八年甫御賀儀

申上度、乍延引如斯御坐候、猶期永日之時候、恐惶謹言

正月廿日

萩原鹿蔵

鈴木武雄様

二白余寒折角御自愛專要奉祈候、乍末筆皆様へ  
宜御致声奉頼上候、

○旧臘十三日之芳墨、廿六日頃高橋氏御持参候て  
拝見仕候、早速御返事可申上候処、迎年之宮年柄にて

別而念忙ニ居申候、案外延引仕候段、真平御恕免

可被下候、尚又本月十三日高橋氏帰路訪来ニ付、即

対面仕、一時余相咄申候、御様子も委曲承申候、其刻

長沢附属之手昏且御蔵書十余冊、かの人ニ囁し返上

仕置候、定而相達可申と奉存候、其刻御返事も可申上候、

対話中認め候故、竟ニ及今日申候、此段御高免可被下候、

○尊大人御病氣如何被為在候哉、折角奉案候、随分

御保護專要ニ奉祈候、且老兄少々御風邪のよし

最早御快氣被成候哉、寔ニ旧臘之風邪ハ日本国中

之流行ニ而、遁る者甚希なる事ニ御坐候、茅屋も家内中

代るく引込候而困り申候、併もハヤ全快仕候間、御放念

可被下候、日雇、髪結などハ、渡世ニもか、ハリ候様ニ正一郎

申こし候、琉球人の風とか申ならハし候、

○名所之事、追々御周旋被下候由奉多謝候、呉々宜奉希候、

今般静間氏よりも文通御坐候而、かしこニも考説御坐候由、

追々助勢せられ候よし、御序ニ宜しく御謝し置可被下候、

且御噂之近藤之神器考、静間氏も二段斗被差越候、

大抵ニ集り候ハ、上木可仕候、費用の心当もあらかしめ

いたし置申候、然ル処、直養今以一封之書も差越不申候、

甚不審之至ニ御坐候、尚又さいそく申遣し、もし不差越ハ

夫ハ夫として企可申候、今ハ小生之方本人めき申候而

一挙不仕てハ、所々へ分解たらぬ事ニ相成こまり入申候、

何分ニもかの草稿類、近便御返し置可被下候、

○翁山集の事御たつね、是ハ未巻数迄ニハ及び不申候、

いつれ長哥を入候ハ、よほど多く相成可申候、何事も形の  
なき事故、何とも難申上御坐候、かしこにて引集候ハ、伴雄と  
兩人一卷ツ、撰ミ候やくそくニ仕置申候、

○玉石集之事承知仕候、秋太へ鴨川集之哥の事、

早々弁し遣し置申候、其後ハ未逢不申候、且又上梓

早々御せり立可被成候、校合いたし置候をも未取ニ来不申候、

野生よりもせり立可申候、何分ニも、広島出来の上ならてハ

動かぬけしきニ見え申候、さて太右衛門ニも久々逢不申候、

すへて当地之商賈ハ平生多忙之上、かしこニ得手の

事なけれハ大方ハ出てもこす、参りても逢ずと申様の

ものにて、近所なから此方よりも余り参不申候、旧年

帰郷後、只一度逢たる斗ニ御坐候、是ニ而万事

御高察可被下候、是非あハねハならぬ事御坐候へハ、五六日

前よりも隙を聞ニやり候て、くびぬけのならぬ様ニ不致

候てハ間ニ合かね申し、度々こまり入申候、

○弘氏算用之事、仰之通ニ仕、昨冬限ニ果し申候、

御安意可被下候、同氏ニも水門集といふもの出来

のよし、引札二枚もらひ申候、追々勧進可仕と奉存候、

併此表の哥よみなど申ものハ、奇々妙々の氣とりの

ものにて、下手ニても舞あかりたるか、恥らひたるか知れず、

頓と何事ニも尻こみして哥を出し不申、多忙之中

これを勧め候ニハ、しれつたき事多く大ニ困入申候、

近來受合之勧進事取集メ、廻状をまハし

せり立可申と存居申候、

○犬神の事御示し、さてく奇怪の邪神にて御坐候、

六十六部か主人の留守ニ、にえ湯をかけて殺したりと

申話、広島にて承候、さらハ形ある物なるへし、奇怪千万

之至ニ御坐候、猶委しく承置候而小説などニ書候ハ、決而

おもしろかるへくと存候、

○近藤氏ハ、今般西国漫遊ニ出られ候よし、いかなる  
振合ニ御坐候哉、或ハ上京之企也とも申、御示し可被下候、

○平田ノ俗神道大意ハ、巫学談弊と申もの、よし、  
ちよと一見仕候、俗間の神道を粉の如く弄し碎き

たるものニ御坐候、俗談の時御持参あらハ奇妙のものと  
存候へとも、実に書ともしく一向出来り不申候、きハめて  
高価なるへく候へとも、出次第買取置さし上可申候、

○野之口古伝通解ハ、御覽無御坐候よし、且究理ノ事  
御疑ひ御尤ニ奉存候、愚案ニ存候ニハ、理ハ究らぬ所か

すなハち神の神たる所にて、幽理の妙用と存候也、

然らハ小理の上ハ究めらるへく候へとも、汎然たる天下の  
大道、天地造化の跡ハ究められぬ所か、かみの道なる

へきニヤと存候事也、此段かの翁の説とハ相反し  
候事故、討論ニも及不申候、貴評内々承度奉存候、

拙案ニかみハ氣身カミ香カミ風カミなど猶多く御坐候身ハ即実ある謂にて、  
身字ニ限る事ニハあらず

の意にて、氣中ニ実ありて理の存する中より衆々の妙用  
を現し來候名と覚申候、されハ神道ハ、人智ニ測られぬ

神変奇異を体として、天地の造化を尊み候をモトと  
したる道なるへくと存候事也、此段かく斗候てハ論なけれと

尚少々考も御坐候、異日拝顔之節委曲可申上候、  
○玉詠数首御示し感心仕候、もろこしの吉野ハよく

天武帝ニハまり申候、早春の御作ハ今年の方ニ候哉、  
おもしろく承申候、愚作ノ試筆、はるハきぬいて

花鳥にあくかれんあらし事をうかへてそ見ん  
と仕候、何角金持らしく候へとも、早々よりすハる事も

忌々しく候斗ニ御坐候、尚四五首御坐候へとも、皆折腰也、  
○本太郎か悪口御示し被下、今にはしめぬ事にて

珍らしくも無御坐候へとも、君子の氣取ハ不堪捧腹候、

畢竟ハ閉口の上塗なるへくと存候、御棄置可被成候、  
寄合の随筆などハ、いとも童けたる事の様ニ申居る

へくと誇体如見候へとも、実ハいふべき事の一事も  
なきなるへし、といよくをかしく候、折々御せり込候而

御驚かし可被成候、伴雄へも何やらつまらぬ事申  
遣候よしニ而、立腹いたし居申候、猶かの辺へ参候ハ、

先頃の返事を責て腹をい可申と存候也、呵々、  
隆正、諸平を先たて、尻馬ニ乗たるも大笑ひ也、

○谷尺十葉御越のよしニ御坐候へとも、御封中ニは  
無御坐候、此段為念申上置候、

○書外色々御坐候へとも、先貴答斗如斯御坐候、  
爰元様子ハ高橋氏より御伝聞可被下候、省略仕候、

尚追々可申上候、草々不具

○又申上候、与介事先頃度々参候ニ付、御伝言  
申通置候、猶又宜申上候様申出候、案外質朴人二而  
をりく用事ハなきかと申して立寄申候也、

〔補第五（安政二年八月五日）〕一六・一×一四五糰

一輪呈上仕候、漸微冷相催候処、御揃弥

御安靜被為在奉大賀候、先日中ハ度々  
御書被下候処、五月廿四日出宅、又々尾張、美濃

辺迄参居申候、やうく去月廿七夜帰坂  
仕候ニ付、毎々貴答延引仕候段、御宥免

可被下候、御子息様御帰省之一条、先頃今  
度々承候ニ付、其通相考居候処、兎角



宜敷便も無之、或ハ同道致候と申人

俄ニ参り、今夜乗船など、申候由にて毎々及遅引、さそく御案可被成と奉察候、

夏祭などついてニ御見物候ても宜候など、荆妻とも、申候二付、いかさまそれも宜など

申置候て遠遊致候、其留守ニもよき便

あらハ御帰候様ニと申置候へとも、さして妙便も

無御坐候由にて今日ニ及ひ申候、今般貴家へ

御出入申上候船頭参候由にて、御帰省ニ相決候、

仍而一封託しさし出申候、委曲之事ハ

直ニ御聞取可被下候、夫故省略仕候、拙生

御送り申可参哉とも相考候へとも当年ハ

二月中旬より湯治ニ参、三月中旬帰宅、

又四月望より伊勢へ出かけ、五月十三日

中もと致し、又々廿四日ニ出行今ニ及候

故大方宿ニハ居不申候、何やかやと大支へニ

御坐候故、乍残念得参不申候、藍田も今以

御近辺ニ居候よし、何分宜御世話奉頼候、

同人留守も無恙のよし、昨日尋させ候間

宜御通達可被下候、

○鶴屋分金子式歩御越被下、慥ニ落手仕候、

全躰貴家分申受候筋ニハ無御坐候へ共、手元

困り居候故、先ニ申受置候、宜御通達可被下候、

跡も早々さしこし呉候様、被仰付可被下候、

同人へも忝通別ニ差出可申処、帰郷後ニ而

内外誠ニ多忙ニ居申候、無音仕候様宜敷

御通し置可被下候、直段まけてくれと申

事も申来居候へとも、今更それハ相成不申候

間、此段宜御通し可被下候、書林へ渡候分も

江戸金三十目と申定ニ而、爰元之金式歩ニ

御坐候間、此旨わかり候様御達し可被下候、

且又余り居申候分も有之とか、左候ハ、本ニ而

戻し呉候ても宜候間、其段火急ニ相弁候

様御達し置可被下候、

○長沢伴雄事六月五日揚り屋入被仰付候由、

委しき事ハ承不申候へとも、蟄居中不慎且

不孝と申条も有之哉、或ハ上向之書籍を取込候

故など、も申候、其節之様子ハ金子六郎子

帰りかけニ拙家へ立寄、被咄候と申候事

承申候、定而御聞可被成と奉存候、同人事近来

別而懇意ニ致候所、右之次第第二成殆失面目申候、

いかなれハ我国の学者ハ、如此無持操人斗ニ

候哉、大道之ため可長歎事斗ニ御坐候、八木

立礼と申者も若狭小浜ニ居申候、つまらぬ事

有て追出され、江州大溝近辺之村ニ居候処、

百姓訴訟之しりおしをいたし、願書之案文

書候よし吟味ニ相成、夫ハ身上糺され候処、

旧悪及露頭代官所へ被召捕、京之牢ニ

入、夫ハ江戸へおくられ候など、風聞承申候、

彼等ハ元来歯牙ニ懸候ほとこの事ならねとも、

此方之道の為ニハ大害之至ニ御坐候、其外山田泰

平、贖本居など申者とも沢山ニ偏歴(マヤ)いたし

居申、いつれもくあしき事斗いたし候由、

さつまの本田某と申者も重胤を欺きたる

よし、先日申越候、去々年も六人部是香を

大ニだましたる男ニ御坐候、か様之徒能々

御用心、妄ニ御よせ付被成ましくと奉存候、  
惣体皇国学の書生やうの者、不行跡と

高慢を通れたるハ一人もなき様なるハ、いか  
なる事ニ候哉、さりとハ／＼苦々敷事ニ御坐候、

○今般京より近江、伊賀、伊勢、尾張、美濃

辺はいくわい致し候へとも、格別妙なる人ニも逢不申候、

又いつ方もはやり候様ニても、例の人少ニ御坐候、

聞及たるとハいつれも／＼相違いたし居申候、

何分ニも御存之旅きらひ、炎天ニ出あるき候而、

さりとハ／＼困果申候、三十両斗つかへ候故

まうけニ出候処、廿両もとれ不申候、さりとハ

漫遊とか申事斗致候人ハ、別ニ妙術ある

事と感心致候、御一笑可被下候、添書など

申物持参候て、御高名承及候、など、申て人の方へ

参候事ハ、此度始て一二度いたし申候処、案内

不面白もの故、添書ハ四五持ながら皆々

止てかへり申候も、我なからをかしく候、何分ニも

かんしゃく持てハ出来ぬ仕事也、御憐察

御大笑可被下候、

○金屋丈右衛門と申人より今般文通有之候、

是ハ兼而被仰下候、物集と申人歟と奉存候、仍而

返書一通認候間、御便ニ御達し可被下候、已後ハ

出し所聞置候而、御煩勞ハ相かけ申ましく候、

○先日ハ、干河豚沢山ニ被下候よし、留守ニ而

皆々用ゐる候由、私ハ風味存不申候へとも何分

御懇志奉拝謝候、此方よりハいつも／＼御無音

恐入奉存候、

○御子息様半年余御逗留ニ候処、何一ツ

御教示も不申候、甚不本意之至ニ御坐候、今更

申訳かましく候へ共、去年ハいたつらニ暮果、

当春ハ正月末御上坂之由ニ付其儘ニいたし、

其後も追々御上坂延々ニ相成候故、今少し

の事と存、他へも御出候様ニもはからひ不申候、

何ともなく徒二月日相立候事あたらしく候

へとも、勢ひ無詮方御坐候、此段ハよく／＼

御賢察、等閑御答ハ被下ましく候、且又

御費用等之事、与介弁候由にて彼是

周旋いたし候由、気毒ニ存候故、達而留候へとも、

彼ハ一概なる男にて独吞込候而、頓と承知不仕候、

尤拙生とハ格別相談も不致、愚妻へ斗何事も

談候由、拙婦郷後もしミ／＼とハ逢不申候位の

事にて、扱々不本意之至ニ御坐候、是等之事ハ

御子息様存情景くハしく御聞取可被下候、

○御塾生之由、岩坂何とか申人、先日突然

手紙差越し、御上坂之様子尋ニ来候由、

今年ハ先御見合候由答遣し置申候、其後

京にて、知恩院坊官森田相模ニ逢候而

承候処、同人世話ニ而江州八幡西川善六方へ

学問ニ遣候処、同所ニても、ちと酒か過候とかにて

帰来候故、夫故アキ寺をかり入置候処、何とかして

其寺入用と申事出来断候由、此節ハ京中ニ

何方か寓居いたし候由申事ニ候、其後八幡へ

参候而、旧友山下清臣方ニ止宿之節其段

咄候処、善六へ尋来候ニ付、即山下方ニさし置

世話致候へとも、兎角大言と酒とニこまり、

度々異見いたし候へとも、用ゐる不申候故、無拗

断遣候由申候、右様之人弥御塾生二候哉、  
何分こまりたるものニ御坐候、静枝君ハ御存  
なき人のよし承候、

○書外色々申上度候へとも、例の忿忙二而、先  
如此斗申留候、委曲之事ハ、又々後便可申上候、  
乍末御家内様方へ宜様御致声可被下候、

八月五日

恐惶頓首

広道

拝

鈴木老雅伯

玉案下

尚々時気せつかく御いとひ可被成候、御届ものハ  
夫々留守分相達候由ニ御坐候、土佐早崎より  
宜申上候様申こし候、以上

〔補第六(年未詳二月一日)〕一六・三×四七・一糧

御文拝しまゐいらせ候、御示のことく

めつらしき雪のけしきニ候所、あへ

なく消行てさふさのミたへかたく

とち籠りゐまゐらせ候、過しころ

上京の事御聞被下候よし、少々俗用も

あり、かた／＼にて参候故、格別おもしろき

事も承不申候、かの万灯会の哥も

あまり承不申候、祇園町再興の哥

とて一ツ二ツ聞候へとも、過しころ式部参候

よしなれハ、さそ御聞可被成と長広などのハ

不申上候、

みしめ縄かけしねかひもいにしへに

かへりてなひく春のはつ風

長沢伴雄

かれぬへくおもひしかもの河柳

眉つくりする春ハきにけり

桂有彰

など承候外ハ大方わすれ申候、おのれも

かも川のふるねの柳またもえて

よその春さへなひけつるかな

など申候へとも殊にわろき哥也、万灯をも

神垣ハ梅かゝのみかともし火の

はなのひかりも天にみちつ、

と申くらゐの事ニ而帰り申候、御笑可被下候、

○別紙講説之大意、一枚さし上申候、

是ハ少々存寄も御坐候て、ちと角力めき

候へとも七日斗か間、興行仕候、御女中

さまかたニてハ如何と存上候へとも、又々

御心安き方ニ志ある人も御坐候ハ、御勸メ

置可被下候、何分つめて聞ニ来候やうニハ、

御申置可被下候、当地ハ何事も早く

やめ候所ニてこまり入申候、此段くれ／＼

御たのみ申上おき候、余の事ハ又々

後音可申上候、大急キ例の乱筆御ゆるし

可被下候、めて度かしく

二月朔日

鶴子さま

広みち

御もとに